

処 分 基 準 整 理 票

処 分 名	保護の停止、廃止	
根 拠 法 令 名	生活保護法（昭和25年法律第144号）	（条項） 第26条
基 準 法 令 名	生活保護法（昭和25年法律第144号）	（条項） 第8条
	生活保護法による保護の基準 （昭和38年厚生省告示第158号）	（条項）
所 管 部 署	福祉子ども部 生活福祉課 保護第1～4係	
<p>【処分基準】 ・ 文書の名称 【 生活保護法による保護の実施要領について （昭和36年厚生省発社第123号 厚生事務次官通知） 】</p> <p>【 生活保護法による保護の実施要領について （昭和38年社発第246号 厚生省社会局長通知） 】</p> <p>【 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて （昭和38年社保第34号 厚生省社会局保護課長通知） 】</p> <p>・ 掲載図書等 【 生活保護手帳（中央法規出版） 】</p> <p>・ 内 容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>[保護の停止、廃止に係る処分基準]</p> <p>保護の停止、廃止に係る処分基準は、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護に 関して定められた同法第8条の規定に基づく生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省 告示第158号）及び上記に掲げる文書に定めるとおりとする。</p> <p>なお、当該告示等が掲載された上記の掲載図書は、担当課において備え置く。</p>		

参 考

[根拠法令]

生活保護法

(保護の停止及び廃止)

第26条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第28条第4項又は第62条第3項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。

[基準法令]

生活保護法

(基準及び程度の原則)

- 第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。
- 2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じた必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもつて代えることができる。